

大学ガバナンス・コード

学校法人暁学園

学校法人暁学園四日市看護医療大学は、学校教育法や私立学校法などの法令を遵守し、適正で信頼度の高い大学運営を行っております。

今後も社会から信頼される高等教育機関として継続的な発展を続けるため、「四日市看護医療大学ガバナンス・コード」として、本学が加盟する一般社団法人日本私立大学連盟が定め、公表する「私立大学ガバナンス・コード」に沿って、その実施状況を公表いたします。

報告日： 令和4年3月9日

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

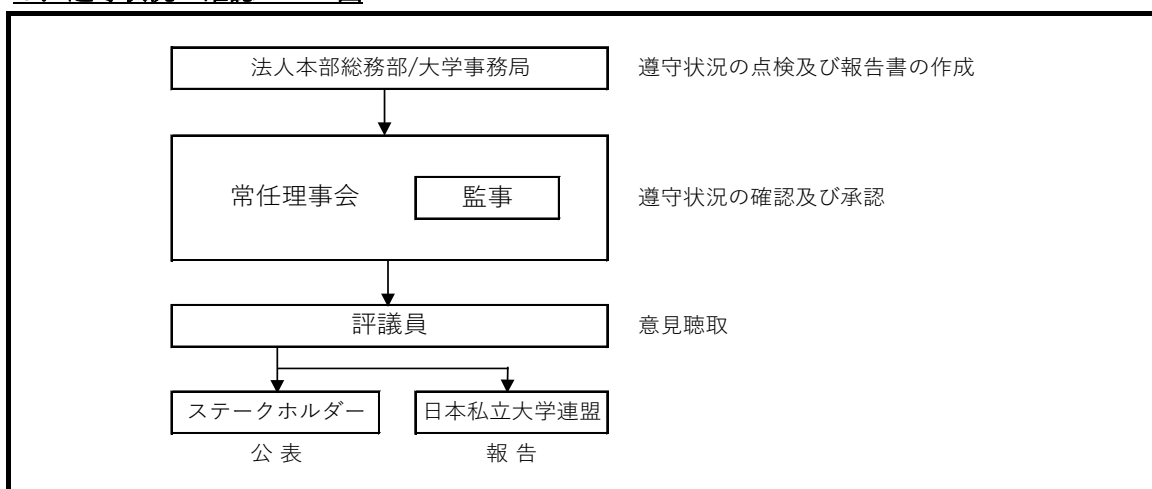
1. 法人名等

法人名	暁学園
法人代表者	理事長 喜岡 渉
担当部署	法人本部 総務部
お問合せ先	059-337-2345

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II. 公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・透明性の確保	遵守	3-1	①「遵守」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	遵守	4-1	①「遵守」
		4-2	①「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>中期経営計画は、建学の精神並びにその教育研究目的を明確に示した上で、教学、施設設備、財務に関する事項を盛り込んだ計画として5ヵ年ごとに策定している。計画案は常任理事会の承認後、評議員会において意見聴取した上で、理事会において最終決定する。策定された中期経営計画は、各校種の管理職によって全教職員に周知され、理解の深化が図られる。教学に関する事項は半期ごとに中間総括を行い、検証する中で修正を行うこととしている。財務に関する事項は、毎年、新たに編成する年度予算の基礎となり、年度予算の中で実施方針と具体的な実施スケジュールが明らかとなる。決算確定の都度、5ヵ年予算の進捗状況を検証し、適宜修正を加えながら、より適切な財務運営に努めている。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>広く社会や地域にとって有為な人材を育成するため、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づくカリキュラム評価を毎年実施し、大学協議会、教学協議会にて評価・改善を提示し、方針の実質化を図るほか、入試委員会では「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき入学者選抜の整合性をチェックし、実質化を図っている。より有益な人材育成のため、社会人となった卒業生からの提言や就職先へのアンケートによる社会や地域がどのような人材を求めているかといった状況と産業界との連携を強化することによって、大学教育に反映させるよう取り組んでいる。さらには、地元自治体との意見交換を毎年開催し、本学の運営や学生の状況について様々な議論を行う中で理想の人材育成についても議論を進めている。</p> <p>また、生涯学習としての公開講座やリカレント教育としての履修証明プログラムの開講に積極的に取り組むほか、自己点検・評価で得られた個々の情報を基にした改善を継続する中で教育研究活動のさらなる向上に努めている。</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本学園は、社会連携センター及び地域研究機構を中心として、地域とつながる様々な仕組みづくりや体制整備、諸規程の整備を行いながら、地域貢献活動を進めている。</p> <p>地域住民向けの各種公開講座や履修証明プログラム等の開講についても地域貢献活動の一つであり、大学における研究成果を地域の生涯学習のために提供している。それらを毎年度、報告書としてまとめ、地域連携の重要性を全学的に浸透させることで、全教職員も共通認識を持って社会連携、地域貢献事業の推進に取り組むことができている。</p> <p>また、四日市市とは包括連携協定を締結するほか、四日市市を中心とする「地／知の拠点」としてふさわしい取組を高度化するため、学外の多様な主体から大学の重要な方針に関して意見聴取する「地域連携プラットフォーム」を形成するなど、地域の自治体・企業との信頼関係の醸成にも努めている。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則 3 - 1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>監事の選任は、寄附行為に基づき、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止しうる者を4年任期で選任している。監査業務は、監事監査計画、監事監査基準及び監事監査チェックリストに基づき実施し、さらには会計監査人や内部監査室との定期的な情報共有や意見交換によって、監査機能のさらなる向上を図っている。また、監査結果については、監査報告書にまとめて、理事会及び評議員会で報告するほか、ホームページにも掲載するなどして透明性の確保にも努めている。監事は、理事会、評議員会だけでなく、毎月開催される常任理事会にもメンバーとして出席し、経営に関わる重要議題の審議に加わるほか、内部監査室の支援のもと業務監査も毎月実施している。非常勤監事ではあるが、理事の職務執行に対する監督業務についてもその機能を十分に果たすことができる体制が確立しており、本学園は社会からの理解と信頼を確保するために常に法令遵守の中で教育研究活動に取り組んでいる。</p>

遵守原則 3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
<p>遵守原則の遵守方法に係る説明</p>	<p>法令順守に係る基本方針と行動基準を規程集に定めるほか、事業活動に関連する重要法令の内容とそれに基づく規程整備や必要とされる規程の制定や改定はその都度、学園内の役職員に周知徹底し、法令等の遵守を図るとともに不正防止に努めている。事務部局の職務については、事務分掌規程によってその分担を明確に定めた上で、管理職による事前承認と事後チェックを徹底するなど、不正行為や誤謬等の未然防止に努めるほか、一身専属的な職務に偏らないよう適切な配置換えも適宜行っている。さらには、会計監査人と監事によるそれぞれの会計監査や内部監査室の支援のもとに行う監事による業務監査、内部監査室主導で行う内部監査も実施しており、不正行為防止に向けては内外から高いチェック機能が働いている。</p> <p>学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合については、危機管理委員会または常任理事会において迅速に対応を協議することとしており、その中に法令順守に関わる事項がある場合は、逐一顧問弁護士に相談できる体制も整えている。さらには財政に影響を及ぼし得る重要事項については、直ちに監事及び会計監査人と情報共有し、意見聴取をすることとしている。</p> <p>また、公益通報については、教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、公益通報者保護規程を定めた上で、公益通報窓口を設置するなど、適切に対応する体制を整えている。</p>

遵守原則 3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
<p>遵守原則の遵守方法に係る説明</p>	<p>大学の情報公開については、教育の目的に始まり、授業方法や卒業認定、目指す資格のほか、法人及び大学の組織や財務状況、自己点検・評価報告書、認証評価結果、設置認可申請書類などステークホルダーの方々が知りたい内容をホームページにおいてわかりやすく公開している。また、各課や各委員会が毎年作成する活動報告書を開示することにより、大学の実態や実績が具に把握できる仕組みを整えている。さらには、現役学生の授業評価や生活実態の調査、社会人となった卒業生の声を聴取した調査結果もグラフや図表を用いてわかりやすく提示するほか、保護者等に関心の高い国家試験の結果や就職状況なども正確に提示するなど、広く社会から理解が得られるよう積極的な情報公開に努めている。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則 4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>本学園では、政策を策定・管理する最高責任者を理事長と定めた上で、執行責任者を常務理事とするほか、経営改革担当理事、四日市大学及び社会連携担当理事、四日市看護医療大学及び産学官連携担当理事、人事・経営担当理事、総務・財務担当理事を置き、それぞれの権限と責任を明確にすることで理事会機能の実質化を図っている。これら政策執行に係る本学園役員の選任・解任の手続きについても寄附行為または暁学園規程において明確に定めている。</p> <p>政策の策定・管理責任者で構成する最高議決機関である理事会には毎回、監事が出席することで定期的なチェック機能が働いている。また、理事会の諮問機関である評議員会は、31名中半数以上の17名を外部人材で構成していることから、外部からのチェックを受けるとともに外部からの意見聴取も十分行える体制にある。さらには、理事会の審議事項の事前協議等を行う常任理事会においても外部理事及び監事をメンバーに加えることで外部からのチェックや企業経営情報などの意見を取り入れての協議が可能となっており、本学園は、理事会、監事、評議員会の相互牽制を有効に機能させながら自律的に教育研究活動の維持・発展に努めている。</p>

遵守原則 4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>財政基盤の強化に向けては、令和2年度に寄附金事業委員会を立ち上げ、担当部局を財務部と定めたうえで、令和3年5月より全学的に寄附金募集事業を開始した。寄附の趣意書についてはホームページに掲載するほか、作成した寄附金パンフレットは卒業生や全教職員に配付して寄附事業への理解の深化も図った。教育環境の整備や教育振興のための財政基盤強化として、寄附金募集については今後も継続して取り組むこととしている。</p> <p>また、四日市大学には「四日市大学研究機構」、四日市看護医療大学には「地域研究機構」を設置し、専任の職員を配置した上で、個人研究や受託研究などの支援のほかに、研究に関する広報活動も行うなど、外部からの研究資金獲得に向けた取り組みも積極的に行っている。</p> <p>一方で、資産運用については、運用の対象や運用する資金の範囲などを定めた学校法人暁学園資金運用管理規程に基づいた安全性を第一とした運用を継続して行っており、財政面でのリスク管理にも余念なく取り組んでいる。</p> <p>危機管理については、学園本部に暁学園危機管理委員会を置くほか、各校種においては各校の危機管理委員会を置き、様々な危機事象に迅速かつ的確に対処している。各校においては、自然災害のほか、人的災害や情報漏洩など様々な危機事象に対応したマニュアルをそれぞれ整備し、危機事象発生時における対応だけでなく、平常時における危機事象の未然防止にも取り組んでいる。また、情報システムへのアクセス権限は厳格かつ適切に設定するほか、ファイアーウォール等を万全に施すことで内外からの不正なアクセスの防止にも努めるなど、情報セキュリティにも万全を期している。</p>

2. 追加事項

--